

確認事項

「社会保険庁LANシステムの構築」にあたり、下記の事項について確認する。

記

1. 「社会保険庁LANシステムの構築」は、多忙な職場実態の改善と業務省力を目的に実施することとし、人員削減や労働強化、労務管理強化につながらないものとする。
2. 機械操作になじめない者への差別や疎外が生じないように、誰もが操作できる簡易なシステム構築や十分な事前研修の実施、手作業部分の確保等、配慮を行うこと。
3. 「社会保険庁LANシステムの構築」にあたって、データ・プライバシー保護、セキュリティ対策を万全に行うこと。
4. 社会保険庁LANシステム操作に携わる者へオンライン「覚書・具体的確認事項」を準用するとともに、引き続き、働きやすい職場環境と健康管理に十分努めること。
5. 必要な予算は十分措置すること。
6. 実施にあたり各県の実情に応じた対応や十分な協議を保障すること。また、実施後に生ずる問題については、その都度現場の意見を尊重し対応するとともに、活用方法やシステム追加等にあたっては自治労国費評議会と事前協議すること。

2003年2月19日

社会保険庁総務部
職員課長

自治労国費評議会
事務局長

確認事項

「職場におけるパソコンの導入及び使用」にあたり、下記の事項について確認する。

記

1. 職場へのパソコン導入は、多忙な職場実態の改善と業務簡素化・軽減や権利行使拡大など労働条件向上を目的とし、人員削減や労働強化、労務管理強化につながらないものとする。
2. 機械操作になじめない者への差別や疎外、特定の職員に専門させないよう、誰もが操作できるための事前研修の実施等、十分配慮を行うこと。
3. パソコン活用にあたって、職場における機器・データ管理の徹底と、フロッピーディスク（FD）を持ち出し禁止する等、データ・プライバシー保護、セキュリティ対策を万全に行うこと。
4. パソコン操作に携わる者へオンライン「覚書・具体的確認事項」を準用するとともに、引き続き、働きやすい職場環境と健康管理に十分努めること。
5. 業務に必要なパソコンや周辺機器等の設置については、当局責任で措置することとし、必要な予算は十分確保すること。
6. 社会保険庁LANシステムへの接続や電子政府化関連業務との関わり、全国共通のシステム開発等にあたっては、職場の意見を尊重し、自治労国費評議会と協議のうえ対応すること。
7. パソコンの職場への導入、パソコン活用にかかる具体的取扱いや使用業務範囲等については、業務軽減を図ることを目的に各県・職場での十分な協議のうえに進めること。あわせて、すでに各県段階でパソコン業務の取扱い等にかかる確認事項については、それを尊重すること。

2003年2月19日

社会保険庁総務部
職員課長

自治労国費評議会
事務局長

確 認 メ モ

国民年金推進員に対する勤勉給与の支給に当たって、下記の事項について確認する。

記

1. 推進員活動の実績向上に向けた給与体系のあり方については、引き続き検討を行い、推進員の処遇改善に努力すること。
2. 勤勉給与の支給対象者及び支給割合については、実施状況を踏まえ、今後見直しを行うこと。
3. 今回の勤勉給与の支給は、活動実績及び勤務状況が優秀な推進員に支給するものであり、一般職員の勤勉手当に係る成績率に影響を与えるものではないこと。
4. その他、問題が生じた場合は、その都度協議を行うこと。

2003年5月15日

社会保険庁総務部
職員課長

自治労国費評議会
事務局長

確認事項

「被保険者証のカード化（一人一枚化）及び証更新」の実施にあたり、下記の事項について確認する。

記

1. 様々な社会保険行政のサービス提供や、被保険者等への利便性向上に、今後とも努めること。
2. 多忙な職場実態の中で全力をあげている職員に、一層の労働強化とならないよう十分配慮すること。また、権利・健康の確保、労働条件・処遇向上に向け努力すること。
3. 徴収事務の強化やきめ細やかな年金相談等、求められる社会保険行政に十分応えることができるよう、引き続き、定員増に向け最大限努力すること。
4. 来訪者にとって利用しやすい庁舎整備、働きやすい職場環境に向け努力すること。
5. 必要な予算は十分確保すること。
6. 実施にあたり各県の実情に沿った対応や十分な協議を保障すること。また、実施後に生ずる問題については自治労国費評議会と事前協議するとともに、現場の意見を尊重し対応すること。

2003年6月25日

社会保険庁総務部
職員課長

自治労国費評議会
事務局長

確認事項

「社会保険庁LANシステムの管理規程等」の具体的実施にあたっては、「社会保険庁LANシステムの構築に係る確認事項(2003年2月19日)」を遵守するとともに、改めて下記の事項について確認する。

記

1. 多忙な職場実態の改善と業務省力を目的とし、人員削減や労働強化、労務管理強化につながらないものとする事。
2. 誰もが操作でき、機械操作になじめない者への差別や疎外が生じないように、現場段階での十分な事前研修の実施や手作業部分の確保等、配慮を行うこと。
3. データ・プライバシー保護、セキュリティ対策を万全に行うこと。
4. 社会保険庁LANシステムに携わる者へのオンライン「覚書・具体的確認事項」の準用など、働きやすい職場環境と健康管理に十分努めること。また、必要な予算は十分確保すること。
5. 社会保険庁LANシステムの使用範囲の拡大や新たなシステム開発、接続などにあたっては、自治労国費評議会と事前協議すること。
6. 実施にあたっては各県の実情に応じた対応と十分な協議を保障すること。また、実施後に生ずる問題については、その都度自治労国費評議会と事前協議するとともに、現場の意見を尊重し対応すること。

2003年7月3日

社会保険庁総務部
職員課長

自治労国費評議会
事務局長

確 認 事 項

「健康保険・厚生年金保険適用関係届書の入力業務の外注化」の実施にあたり、下記の事項について確認する。

記

1. 「適用関係届書の入力業務の外注化」は、厳しい職場実態の改善と、その効果を社会保険職場に求められる「親切・丁寧な相談対応」など行政サービスの向上に振り向け、職員が「働きがい」や「生きがい」を感じることでできる職場の実現につなげることを目的とすること。また、「対人サービス業務にシフト」の具体化については画一的に行うことなく、地域・職場の実情に応じて対応できることとし、各県段階で十分協議すること。
2. 行政サービスの後退や混乱を招かないよう実施時期・内容等を含め各県で十分協議のうえ実施することとし、社会保険庁からの一方的な強要は行わないこと。
また、「当面、磁気媒体（FD）化による実施が困難な社会保険事務局」に対する真摯な協議等、社会保険庁として対応すること。
3. 対人サービス向上に対応できる定員増を図ること。また、外注化を理由とした定員削減や職場の縮小は行わないこと。
4. プライバシー保護やセキュリティ対策、事故防止対策等について万全を期すこと。
5. 業務に必要な事務スペースの確保や機器の増設等を行うこと。また、必要な予算は十分確保すること。
6. 実施後についても、引き続き、各県実態や要望事項の掌握と、プログラム改善等に当たっては十分な事前検証の上に立ち、行うこと。また、実施上問題が生じた場合、その都度自治労国費評議会と事前協議するとともに、プログラム改善等や各県要望に対し速やかに対処すること。

2003年7月14日

社会保険庁総務部

職員課長

自治労国費評議会

-9-事務局長

確認事項

「社会保険と労働保険の徴収事務一元化」の実施にあたり、下記の事項について確認する。

記

1. 「社会保険と労働保険の徴収事務一元化」の実施にあたっては、様々な社会保険行政のサービス提供と事業主等への利便性向上、また職場の不安解消に向け、今後とも努めること。
2. 多忙な職場実態の中で全力をあげている職員に、一層の労働強化とならないよう十分配慮すること。また、権利・健康の確保、労働条件・処遇向上、来訪者にとって利用しやすい庁舎整備、働きやすい職場環境に向け努力すること。
3. 徴収事務の充実等、求められる社会保険行政に十分応えることができるよう、引き続き、定員増に向け最大限努力すること。
4. 必要な予算は十分確保すること。
5. 実施にあたり各県の実情に沿った対応や十分な協議を保障すること。また、今後予定される業務拡大等については事前に自治労国費評議会と十分協議すること。
6. 実施後に生ずる問題については自治労国費評議会と事前協議するとともに、現場の意見を尊重し対応すること。

2003年9月30日

社会保険庁総務部
職員課長

自治労国費評議会
事務局長

確 認 事 項

「申請・届出等手続の電子化の実施」及び「インターネットによる申請・届書の提供」の具体的実施にあたって、下記の事項について確認する。

記

1. 様々な社会保険行政のサービス提供や事業主等への利便性向上を目的とし、人員削減や労働強化、労務管理強化につながるものではないこと。また、業務の省力化を図り、労働条件向上、処遇改善に向け引き続き努めることとする。
2. 実施に伴い職場組織機構の改編や社会保険事務局、社会保険事務所、社会保険業務センターの事務の所掌及び管轄の変更は行わないこと。
3. 誰もが操作でき、機械操作になじめない者への差別や疎外が生じないように、現場段階での事前研修の実施や手作業部分の確保等、十分配慮を行うこと。
4. データ・プライバシー保護、セキュリティ対策を万全に行うこと。
5. 「申請・届出等手続の電子化の実施」及び「インターネットによる申請・届書の提供」の実施にあたって、業務に携わる者へのオンライン「覚書・具体的確認事項」の遵守や、働きやすい職場環境と健康管理に十分努めること。また、必要な予算は十分確保すること。
6. 「申請・届出等手続の電子化の実施」及び「インターネットによる申請・届書の提供」の実施範囲の拡大や新たなシステム開発などにあたっては、自治労国費評議会と事前協議すること。
7. 実施にあたっては、各県の実情に応じた対応と十分な協議を保障すること。また、実施後に生ずる問題については、その都度自治労国費評議会と事前協議するとともに、現場の意見を尊重し対応すること。

2003年10月1日

社会保険庁総務部
職員課長

自治労国費評議会
事務局長

確認事項

「平成 15 年度における国民年金推進員（町村担当）の設置について」、「国民年金保険料収納指導員の職務変更」及び「平成 15 年度における国民年金保険料の強制徴収の取扱いについて」の実施にあたり、下記の事項について確認する。

記

1. 行政サービスの向上、労働条件の向上に資するものであること。
2. 職場組織機構の変更、定員の見直し、人員削減は行わないこと。求められる社会保険行政に応えるべく、引き続き定員増に向け努力すること。
3. 労働強化、労務管理強化に結びつくものではなく、事務所間や各県ごとの競争を煽ること、ノルマの設定や締め付けは行わないこと。
4. 一方的な実施は行わず、各県の実情に応じた対応と十分な協議を保障すること。また、必要な予算については責任を持って確保すること。
5. 「平成 15 年度における国民年金推進員（町村担当）の設置」にあたっては、各県の要望を踏まえることとし、一方的な設置は行わないこと。
6. 「国民年金保険料収納指導員の職務変更」の実施にあたっては、各県での十分な協議を保障のうえ、分任発令については、職務内容に応じて各県において判断するものとし、一律全員発令など画一的な対応は行わないこと。また、処遇改善に努めること。
7. 「平成 15 年度における国民年金保険料の強制徴収の取扱い」の実施にあたっては、職場が混乱することなく、社会保険行政に対する信頼を増すことに資するものとする。また、法的対応等が生じた場合は、各県任せとせず社会保険庁としても責任をもって対応すること。

2003 年 10 月 15 日

社会保険庁総務部
職員課長

自治労国費評議会
事務局長